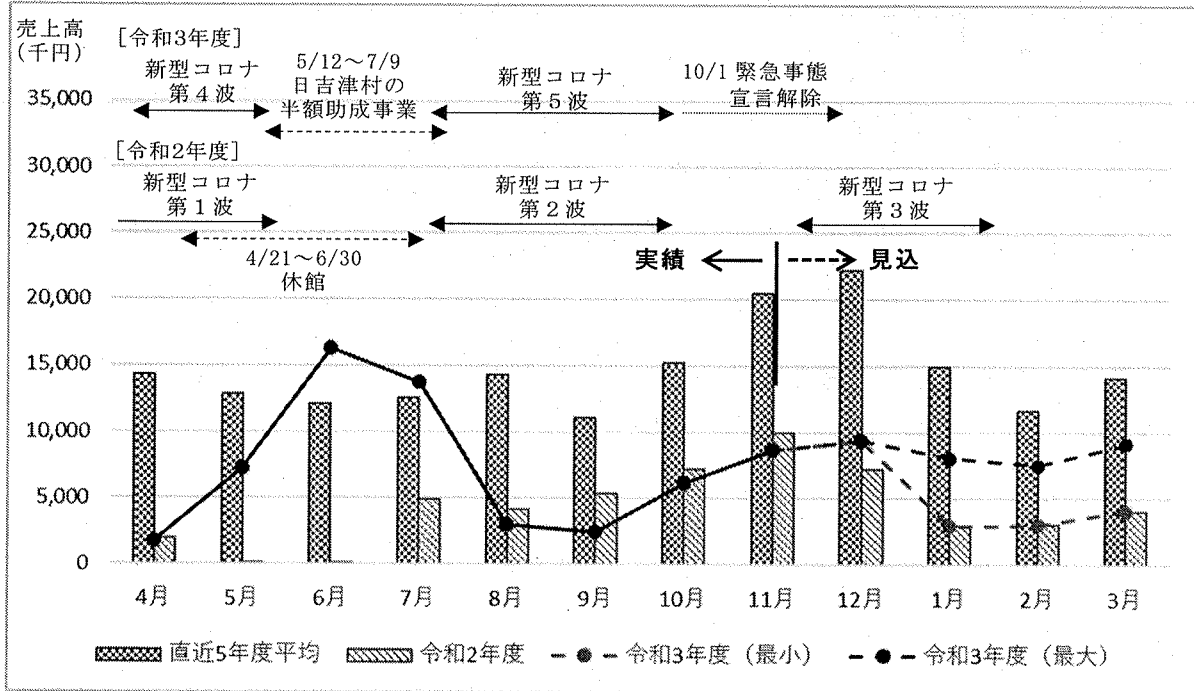


令和 3 年度うなばら荘指定管理者納入金の減免について

1 売上高等の実績・見込について

[令和 3 年度（実績・見込）、令和 2 年度及びコロナ前直近 5 年度平均の各月の状況]



(1) 4 月から 11 月までの売上高と経常損益（実績） (単位：千円、%)

	令和 3 年度	令和 2 年度	直近 5 年度 平均	令和 2 年度比		直近 5 年度平均比	
				増減	比率	増減	比率
売上高	59,375	33,789	113,016	25,586	175.7	△53,641	52.5
経常損益	△39,624	△45,493	△16,922	5,869	△87.1	△22,702	△234.2

(2) 12 月から 3 月までの売上高と経常損益（最高額と最低額を試算）

【最高額：GOTO トラベルの再開を仮定】

- [試算条件]
- 12 月の売上高は、予約者数から試算
 - 1 月の売上高は、直近 5 年度平均の売上高比 53.9%として試算
 - 2 月から 3 月の売上高は、GOTO トラベルの再開を仮定し、直近 5 年度平均の売上高比 64.7%として試算

- [試算結果]
- 12 月から 3 月の売上高 34,126 千円
 - 令和 3 年度 売上高 93,501 千円 経常損益 △55,870 千円
 - 直近 5 年度平均比較 売上高 △82,518 千円 経常損益 △30,726 千円

【最低額：新型コロナ第 6 波の発生を仮定】

- [試算条件]
- 12 月の売上高は、予約者数から試算（最高額と同様）
 - 1 月から 3 月の売上高は、新型コロナウイルス感染症の第 6 波の発生を仮定し、昨年度並の売上高として試算

- [試算結果]
- 12 月から 3 月の売上高 19,503 千円
 - 令和 3 年度 売上高 78,878 千円 経常損益 △66,060 千円
 - 直近 5 年度平均比較 売上高 △97,141 千円 経常損益 △40,916 千円

[令和3年度の経営見通し（令和3年12月推計）]

		令和3年度	令和2年度	直近5年度 平均	令和2年度比		直近5年度平均比	
					増減	比率	増減	比率
売上高	4-11月	59,375	33,789	113,016	25,586	175.7	△53,641	52.5
	12-3月	34,126	17,384	63,003	16,742	196.3	△28,877	54.2
		19,503			2,119	112.2	△43,500	31
	年度計	93,501	51,173	176,019	42,328	182.7	△82,518	53.1
		78,878			27,705	154.1	△97,141	44.8
経常損益	4-11月	△39,624	△45,493	△16,922	5,869	△87.1	△22,702	△234.2
	12-3月	△16,246	△28,944	△8,222	12,698	△56.1	△8,024	△197.6
		△26,436			2,508	△91.3	△18,214	△321.5
	年度計	△55,870	△74,437	△25,144	18,567	△75.1	△30,726	△222.2
		△66,060			8,377	△88.7	△40,916	△262.7

※ 12～3月及び年度計の上段は最高額の試算、下段は最低額の試算

2 指定管理者納入金の減免について（案）

- 減免額 全額（2,500万円）免除

[減免理由] 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高、経常損益は大幅減となり、昨年度と同様、回復が見込めない状況であるため

[うなばら荘管理及び運営に関する協定書（抜粋）]	
（指定管理者納入金）	
第13条 乙は、利用料金等の一部を指定管理者納入金として甲に納めるものとする。	
2 前項の指定管理者納入金の額は、年額25,000千円とし、納入方法、納入期限などは、「指定管理者納入金について（別紙-4）」に定めるところによるものとする。	
（協定の変更）	
第35条 うなばら荘の管理に関し、特別な事情が生じたときは、甲、乙協議の上、この協定を変更するものとする。	

3 財源措置について（案）

[収支見込み]

区 分		金額（千円）	備 考
収 入	うなばら荘基金繰入金	10,842	R4.3 末残高見込額
	指定管理者納入金	0	
	建物売払収入	415	
	計 ①	11,257	
支 出	修繕料	1,750	
	保険料	291	
	自動車借料	4,332	中途解約に伴う清算金3,097千円含む
	公債費	27,418	繰上償還分20,517千円含む
	計 ②	33,791	
収入支出差引不足額（①-②）		△22,534	

- 不足額（△22,534千円）は、財政調整基金から充当

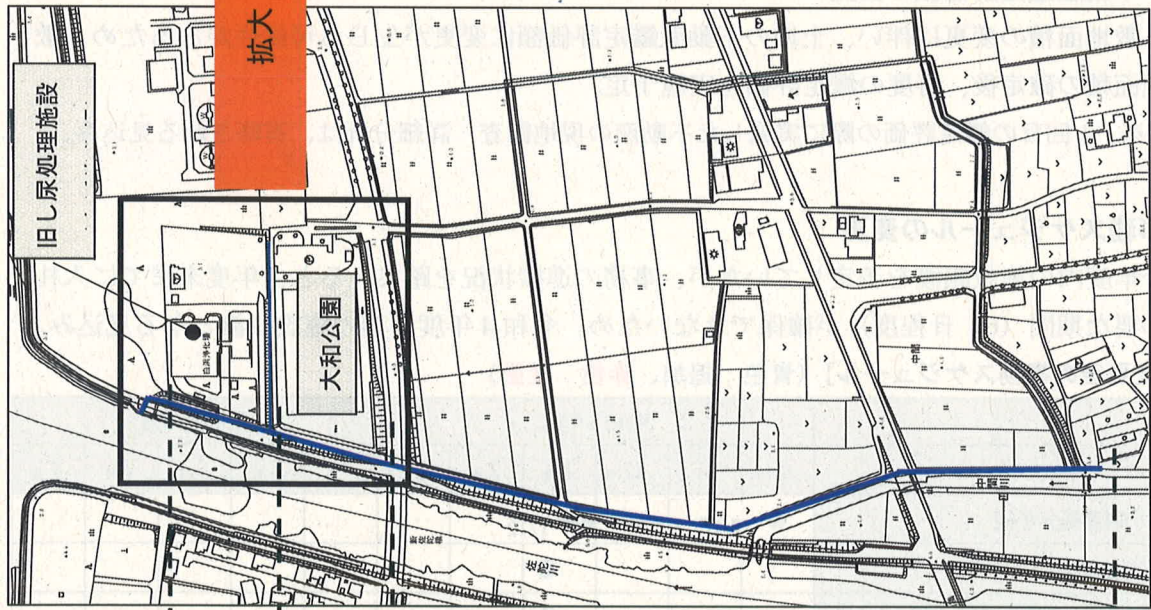
※ 不足額に対する財政調整基金の市町村別取崩額及び残高見込額は、別紙のとおり

4 今後のスケジュールについて

令和4年1月 組合議会民生環境常任委員会へ報告
 2月 組合議会定例会へ補正予算案を上程
 3月 協定を変更し、指定管理者納入金を減免

不足額に対する財政調整基金の市町村別取崩額及び残高見込額

市町村名	第3回補正予算後 残高見込額	取崩額	令和4年3月31日 残高見込額
米子市	45,866,105円	△12,060,000円	33,806,105円
境港市	8,337,343円	△3,070,000円	5,267,343円
日吉津村	2,450,198円	△775,000円	1,675,198円
大山町	6,985,781円	△1,707,000円	5,278,781円
南部町	5,241,847円	△1,310,000円	3,931,847円
伯耆町	5,524,885円	△1,341,000円	4,183,885円
日南町	3,178,880円	△831,000円	2,347,880円
日野町	2,413,326円	△730,000円	1,683,326円
江府町	2,314,209円	△710,000円	1,604,209円
合計	82,312,574円	△22,534,000円	59,778,574円



【水路外観】

旧し尿処理施設（白浜浄化場）の敷地面積の確定について

旧し尿処理施設の民間譲渡に向け実施している測量業務において、民間事業者へ譲渡する敷地面積が下記のとおり確定したので報告します。

1 確定日

令和4年1月26日（水）

2 確定面積

(1) 全体面積

[確定前（事前送付資料）] 10,895 m²

[確定後] 10,898 m²

※ 地震の影響等に伴う地形の変化により、平成5年に実施した地籍調査による公募面積と差が生じたもの（全体面積が3 m²増加）

(2) 譲渡面積

[確定前（事前送付資料）]

民間事業者への譲渡面積 10,721 m²

米子市への譲渡面積 174 m²

[確定後]

民間事業者への譲渡面積 10,612 m²

米子市への譲渡面積 286 m²

3 譲渡面積の変更の経緯

米子市へ譲渡する範囲として、水路部分のみを見込んでいたが、水路の維持管理用に水路際から約1.5mの範囲が必要となったことから、譲渡面積が変更となったもの

4 再度の鑑定評価

1月26日（水）に面積変更に伴う再度の鑑定評価を依頼しており、近日中に鑑定評価額が決定する見込みです。

なお、鑑定評価額に基づいて決定する売払収入等の予算については、2月組合議会定例会で上程予定の令和4年度当初予算において報告します。